

## (その 158) “生活保護は恥”の偏見を乗り越えて (2018.11 発行)

9月初旬、Kさんから紹介されたと旭町に住むMさん(77歳)がおどおどしながらセンターへ相談に見えました。

25年前までは普通の主婦として子供を2人育てましたが「手に職をつけて思い切って羽ばたきたい」といっても許してもらえずやむなく夫と別居して宮本町でエステの仕事を始めました。

その頃は面白いほどお客が多く一生懸命働き、自民党の後援会にも入りライオンズクラブにも所属しボランティアで社会奉仕もしてきました。生活が厳しくなると自民党に相談しましたが助けてくださいませんでした。

「ここ1年程手足の動きが悪くなり仕事もできなくなり、貯えも底をつき暮らせなくなったので恥ずかしい限りですが生活保護を受けたいので相談に来ました」と悔し涙での相談でした。

生活保護は、憲法で認められている「必要最低限の生活を営む権利」のセフティネットであり恥ずかしいことでも何でもありません。一緒に福祉事務所に行きましょうと説得し生活保護受給の申請をしました。

ところが「25年別居生活していても籍が抜けていないことと奥さんの保険料がかけ続けられているので夫に扶養義務があり受理できない。正式に離婚してから相談に来てください」ということでした。

所長と事務所のMさん2人が立会人となり82歳と77歳が離婚して区役所から離婚証明書を発行してもらい再度生活保護の申請に行き10月11日に受理されました。

現在のアパートは家賃8万円なので一人暮らしの家賃基準の以下のアパートへ転居してください。ということで10月下旬に引っ越しが決まりました。

Mさんは「天国から地獄へ落ちたような気持ちで夜も眠れぬ日が続きましたが、相談センターのおかげで人生をやり直してみようと思えるようになりました。」と笑顔でお礼に見えました。